

軽度生活援助事業

日常生活を営むことに支障のある高齢者世帯に対し、生活援助員（ホームヘルパー等）を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立支援を図ることを目的とします。

1. サービス内容

1. 調理支援、衣類等の洗濯、住居の掃除
2. 生活必需品の買い物 等

軽度生活援助事業の内容は、原則として家族が支援するもので、諸事情の為にご家族が支援困難な場合に限りです。



2. 利用対象者

以下項目全てに該当する方が対象です。

- *うるま市に居住する高齢者で
おおむね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯
- *市民税非課税世帯
- *介護保険非該当者（介護保険サービス導入後は終了になります）



3. 利用時間および料金

1. 1週間に1回程度でおおよそ1時間
2. 利用料：1時間 180円



4. サービスの流れ

- ① **申し込み** 介護長寿課窓口または地域包括支援センターにおいて、本人又は家族が申請。
- ② **訪問調査** 地域包括支援センター相談員が相談・調査のため訪問します。
【提出書類】*書類内に押印箇所があります。印鑑をご準備ください。
①申請書 ②相談受付票 ③基本チェックリスト
- ③ **利用判定** 介護長寿課で利用可否が決定され、申請者へ決定通知します。
*利用者の「生活自立」を目的に利用期間が定められます。
- ④ **サービス利用** 生活援助員（ホームヘルパー等）が自宅を訪問し援助を行います。

*軽度生活援助事業はうるま市独自のサービスになっていますので、介護保険サービスとは利用条件・内容等が変わります。

裏面をご覧ください

5. 利用時の諸注意

①申請内容等の変更・停止について

利用者の住所変更（市内転居）やサービス内容（回数・時間含む）など申請内容の変更が生じる場合、または下記の場合により利用停止する際には『軽度生活援助事業利用（変更）申請書』の再提出をお願い致します。

- ・サービス対象に該当しなくなったとき（チラシ表：「2.利用対象者」参照）
- ・施設に入所したとき
- ・申し出により辞退したとき
- ・3か月以上の長期入院の必要が認められたとき
- ・死亡したとき

～ お問い合わせ先 ～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎：973-3208